

ロシア知的財産権ニュースレター

2011 年度第 3 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2011 年度内に 4 回発行する予定です。

1. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2011 年 9 月～11 月分)

モスクワ市商事裁、商標「VOLODYA I MEDVEDI」の登録申請の棄却を無効とする

モスクワ市商事裁判所は9月12日、連邦知的財産局(ロスパテント)が下した商標「VOLODYA I MEDVEDI(ワロージャと熊)」の登録申請の棄却を無効とした(事件番号第A40-65503/11-110-540号)。ロスパテントは、この商標が消費者にメドベージェフ大統領とプーチン首相の名前に絡んだ言葉遊びと取られる可能性があるとして(ワロージャはウラジミルの愛称)、この商標の登録申請を棄却したが、同裁判所はこの棄却には何らの法的根拠もないと判断した。続いて、12月5日、第9商事控訴裁判所も第1審の判決に変更を加えなかった。

WTO 加盟後に知的財産関係料金を改定へ

9月15日、政府は、特許、実用新案、意匠、商標、サービスマークおよび原産地名称の出願登録、排他的権利のライセンスや権利の処分に関する契約の登録に関連する料金の改定を決定した。現行の知的財産権関係料金は居住者と非居住者で課金が異なり、ほとんどの場合、非居住者向けの方が高くなっている。具体的な改定の内容として、(1)出願登録料について、「居住者」と「非居住者」の区分を廃止、(2)電子申請を行なった場合に料金を15%軽減、(3)支払確認証の提出期限を4ヶ月まで延長、(4)小企業の申請の場合に料金を

を50%軽減することになる。この改定はロシアのWTO加盟と同時に発効する。

モスクワ連邦管区商事裁、商標「Vacheron Constantin」は25類(衣類)でのみ有効と判断

モスクワ連邦管区商事裁判所は9月15日、商標「Vacheron Constantin」をニース協定に基づく国際分類の25類(衣類)の下にのみ有効であることを確認した(判決第F05-8677/2011号)。この結果、商事裁判所の第1審から第3審で衣類と時計は同種でも関連する商品でもないという判決が下ったことになる。その上、同裁判所は「Vacheron Constantin(スイスの時計ブランド)」の時計はロシアの消費者にはその高価さがあまり知られていないことを言及した。

モスクワ市商事裁、「City taxi(シティータクシー)」の商標不正使用にかかる訴えを棄却

モスクワ市商事裁判所は9月19日、「City taxi(シティータクシー)」(原告)がTVドラマ「Cops in law(法の警官)」の制作者(被告)に対し商標の不正使用として起こした訴訟を棄却した。原告は裁判所に自社の商標が映っているTVドラマの放映中止と商標の不正使用に対する5,000,000ルーブル(約1,250万円)の罰金、非物質的損害に対する40,000,000ルーブル(約1億円)の補償を訴えていた。しかし、同裁判所は、(1)当該商標はニース協

定に基づく国際分類の 39 類(サービス分類: 輸送)として登録されているが、被告はこの分野の活動を行っていない、(2) TV ドラマで「このタクシーはよくない」等、誹謗する発言はなかったとして、訴えを退けた。

最高商事裁、補償金の計算方法を巡り、判決の差戻しを決定

最高商事裁判所幹部会は 9 月 27 日、「Krasny Oktyabr' (クラスヌイ・オクチャーブリ)」対「Slavyanka (スラビヤンカ)」の判決の第 1 審への差戻しを決定した(幹部会決定 VAS-3602/2011 号)。Krasny Oktyabr' は、Slavyanka が商標「Alina (アリーナ)」を不正使用したとして訴え、Slavyanka はこれを否認しなかったが、補償金の率を巡って今回の決定がなされた。裁判官によると、補償金の計算には統一された方法は存在しておらず、一方では、商品価格の 2 倍の補償金が適用されるのは、類似商標の使用ではなく、商品に商標そのものが違法に使用された場合との考え方があり、他方では、類似商標の使用にもこの補償金の算出方法が適用されるという判決が下ることもしばしばあるという。

タタールスタン共和国商事裁、Metro Cash&Carry にモスクの画像の使用を許可

タタールスタン共和国商事裁判所は 10 月 5 日、Metro Cash&Carry (メトロ キャッシュ・アンド・キャリー)が自社の広告でモスク(イスラム寺院)の画像を使用することを承認する判決を下した(事件番号第 A65-9032/2011 号)。以前、検察官の訴えにより、Metro Cash&Carry に対しカザン・クレムリン博物館が所有している商標の濫用であるとして行政責任が問われていた。同裁判所は、Metro Cash&Carry が使用したデザインはカザン・クレムリン博物館のものと混同されるほど類似してはいないという判断を下した。続いて、12 月 5 日、第 11 商事控訴裁判所も第 1 審の判

決に変更を加えなかった。

連邦税関局、関税同盟の関税法典に関連する 125 の修正案を作成

連邦税関局は 10 月 18 日、ロシア・ベラルーシ・カザフスタン 3 カ国関税同盟の関税法典について 125 の修正案が作成されたことを発表した。このうち、知的財産保護関連事項の修正には、税関当局が税関に登録されていない商標等のついた貨物を差止める権利(税関職員 の職権による差止め)に関するものがある。修正案は関税同盟加盟国での審議のために送付された。

キルギスが関税同盟に加盟の方向へ

ユーラシア経済共同体加盟国は 10 月 19 日、キルギスを関税同盟に加えることを決定した。キルギスが関税同盟メンバーになる具体的な日取りは決定していないが、同国の第一副首相によると、要件充足上の問題があるため、キルギスの関税同盟への加盟は 2012 年 1 月以降との見通しとなっている。

最高商事裁、プロバイダーの責任制限のアプローチを明確化

最高商事裁判所幹部会は 11 月 1 日、プロバイダーがデータの発信元でなかったり、データの受信者を選別しなかったり、データの整合性に影響を与えてなかった場合、そしてプロバイダーが知的財産対象物の不正使用防止のための事前措置を講じていた場合、プロバイダーは送信データに対し責任を負わないとする裁判所のアプローチを認めた。

上院、知的財産裁判所設立に関する法案を採択

11 月 29 日、上院は知的財産裁判所設立に関連する法案を採択した。詳しくは第 2 部 (P.3~)で説明する。

2. 今回の話題: 知的財産裁判所の創設

知的財産裁判所の導入については非常に長い間議論されてきた。商事裁判所や他の普通裁判所では、一般的な民法と大きくかけ離れた知的財産関連の訴訟を扱う時間も専門性もないことは一目瞭然であった。

このような状況下、11月29日、知的財産裁判所創設に関する法律を上院が採択、大統領が署名した。2つの連邦法「ロシア連邦の司法制度について」と「ロシア連邦の商事裁判所について」に改訂が加えられた。この法律は12月9日に発効した。

これらの改訂によると、知的財産裁判所は2013年2月1日までに設立され、知的財産権関連の訴訟を審議する特別商事裁判所として、第1審と破毀審(第3審)としての役割を果たすこととなる。

第1審としての知的財産裁判所では複数の裁判官が審議を行なう。一方で、破毀審としての知的財産裁判所では、控訴審(第2審)で判決が下されたケースにつき、同様に複数の裁判官が審議を行なう。仮に知的財産裁判所が第1審としての知的財産裁判所の判決に対する上訴を審議する場合、知的財産裁判所の幹部会が招集されることになる。

知的財産裁判所が第1審として取り扱う案件について法律で以下の通り規定されている。

- (1) 特許、商標、ノウハウ等知的財産の法的保護を目的としたロスパテント等政府機関の規範的
法文書への異議申し立て
- (2) 知的活動の結果や同等手段(著作権、著作隣接権および集積回路配置を除く)への法的
保護の付与や停止に関する紛争
 - a) ロスパテント、その他政府機関が下した知的財産に関連する決定への異議申し立て
 - b) 連邦反独占庁の知的財産権分野での決定への異議申し立て
 - c) 特許権者の認定
 - d) 特許、実用新案、意匠、動植物品種、商標および原産地名称の無効認定
 - e) 不使用による商標の法的保護の早期終了(商標の不使用取り消し請求)

知的財産裁判所は上記の全ての案件を、当事者双方の法的ステータスの如何(法人か自然人か)にかかわらず審議することになる。

また、知的財産裁判所の破毀審では、知的財産裁判所の第1審、または商事裁判所の控訴審で判決が出た案件を取り扱うことが規定されている。

今回、商事裁判のプロセスに「スペシャリスト」という新しい役割が導入された。既存のエキスパートと非常に近いステータスであり、裁判において独立した立場でその特殊知識を口頭でコメントする。

知的財産裁判所での審議プロセスの特徴は、第一に、第1審の段階に配置されたことで知的財産裁判所は従来の商事裁判所と普通裁判所を統一する役割を担うことになることである。

最高商事裁判所が知的財産裁判所設立の立法を提起していることを考えると、知的財産裁判所が最終的に商事裁判システムに組み込まれる理由を説明しているとも言える(もともと知的財産裁判所は普通裁判システムの一部となるはずであった)。

もう一つの特徴は、控訴審の段階がないことである。商事裁判所での紛争処理では、一般的に控訴審を飛び越して上訴することができない。この二段階(第1審と破棄審)審議は普通裁判所よりも一般的となっている。

立法者は、審議期間が短くなるので、この機能を非常に有益なものとしている。立法者の意見では、これは自然人にとってもロスパテントにとってもよいことである。

また、一方で、現段階で判断するのは難しいことだが、専門家の多くは知的財産裁判所を商事裁判システムに組み込んで民事訴訟を扱うのは論理的ではないと考えている。

「このように知的財産裁判所を商事裁判システムに組み込むことは憲法と矛盾する」という最高裁判所(普通裁判の最高段階)判事の個人的意見もある。この判事は、自然人による紛争を商事紛争として扱うのは憲法に反するのではないかと強調した。専門家達は、今回の改訂は、控訴審を省略して破毀審に訴えることはできないという上訴の必須手順を確立したという事実のみを指摘している。

ロシアの多くの専門家の最大の関心事は知的財産裁判所へのアクセシビリティである。立法者は、実際ロスパテントとの紛争は全てモスクワ市商事裁判所(ロシア連邦法により、被告の所在地の裁判所で裁判が行なわれ、ロスパテントの所在地はモスクワである)で審議されているので、新しくできる知的財産裁判所のアクセシビリティが今より悪くなることはないと言っている。

また、破毀審としての知的財産権関連の全ての案件が知的財産裁判所で取り扱われることになる。このアプローチは裁判所の実務の均一性の観点から有利と思われる。現在、様々な地域の商事裁判所が同様のケースに全く異なる判決を下すことがありうる。同時に、この論拠はとても弱いとの見方もあり、この論理に従うと、民法の各分野について個別の特別裁判所を創設しなければならないとの考えもある。ロシア連邦の裁判所の判決に均一性が欠けていることは、致命的な問題であるが、その解決方法に対しては多くの論理的な反論がある。

既に述べたように、関連法律によると、知的財産裁判所は2013年2月1日までに設立される予定である。また、同時に、この日までに全ての知的財産権に関する訴訟は然るべき商事裁判所か普通裁判所に持ち込まなければならないと規定されている。

上述したように、現在も多くの懸案事項があり、知的財産裁判所の設立と運営についての課題が残っていると考える。しかし、ロシアの司法界は全体として知的財産裁判所創設という考えを疑っておらず、知的財産は民事の中でも非常に特殊な分野であり、従って、今後も、この分野での専門知識を有する権威や裁判官によって法律の特殊分野(あるいは部門)を研究していくのは当然のことだと考えている。

(取りまとめ: ジェトロ・モスクワ事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、TM DEFENCE Legal Services 社 (www.tm-defence.com) のヤナ・ブルートマン弁護士の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。